

高須雨水ポンプ場耐震改修機械設備工事（R 7－1）

図面番号	図 面 名 称	縮 尺
M－00	表紙・図面目次	no scale
M－01	特記仕様書（1）	no scale
M－02	特記仕様書（2）	no scale
M－03	敷地案内図・概要・配置図	no scale・1/300
M－04	換気設備 1階平面図（改修前・改修後）	1/150
M－05	換気設備 2階平面図（改修前・改修後）	1/150
M－06	給排水設備 1階平面図（改修前）	1/50
M－07	給排水設備 1階平面図（改修後）	1/50

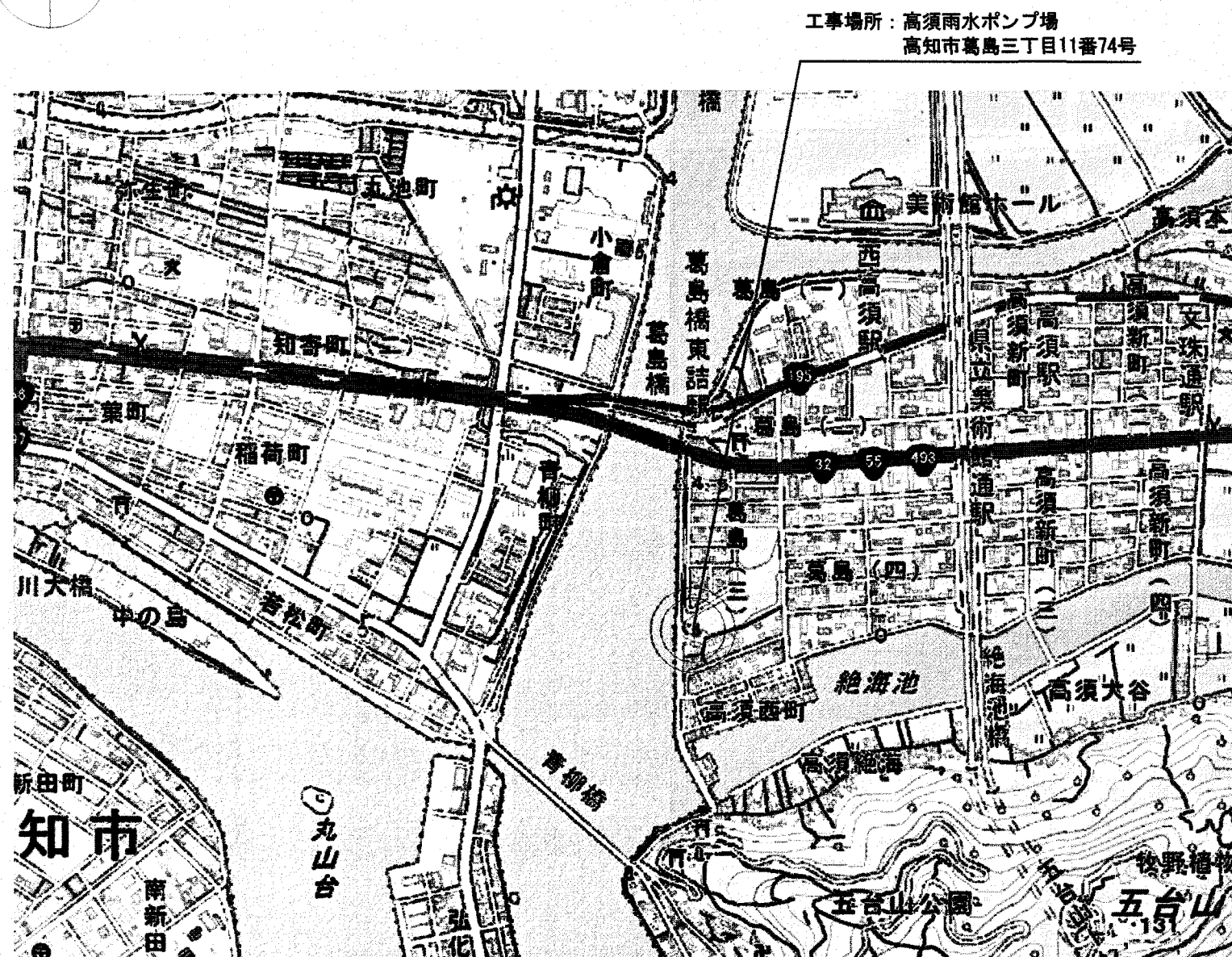
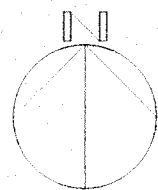
高須雨水ポンプ場耐震改修機械設備工事（R7-1）										特記仕様書									
Ⅰ 工 事 概 要										高知市葛島三丁目11番74号									
2. 建物概要																			
建物名称		構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令		都市計画法に基づく		備考									
高須雨水ポンプ場		RC	2階	延べ面積		主要用途		別表第一		用途地域									
				551.76㎡															
3. 工事種目																			
高須雨水ポンプ場																			
換気設備		一式	排水設備	一式	撤去工事		一式												
衛生器具設備		一式	給湯設備	一式	発生材処理		一式												
給水設備		一式	ガス設備	一式															
4. 関連工事等																			
● 建築工事 ● 電気設備工事 ● 衛生設備工事 ● 空調設備工事 ● 植栽工事 ● 外構工事 ● 解体工事																			
5. 概成工期										● 完成期限の（ ）日前									
6. 部分使用（工事請負契約書第34条第1項）																			
Ⅱ 設 備 工 事 仕 様																			
1. 特記仕様																			
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。																			
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。																			
3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。																			
4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。																			
5) 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。																			
2. 適用基準等																			
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の以下による。																			
※ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版										※ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版									
※ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版										※ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版									
※ 公共建築設備工事標準準則（機械設備工事編）令和4年版										※ 公共建築設備工事標準準則（電気設備工事編）令和4年版									
※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版																			
給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。																			
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について																			
● 発注者指定型 ● 受注者希望型																			
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休日とする																			
「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」																			
実施要領（営繕工事編）による。																			
(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)																			
・対象外（理由：）																			
項 目										特 記 事 項									
一般共通事項																			
① 官公署その他への手続き										工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を適滞なく行う。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。(I.1.3) [I.1.3] ・給水装置新設分担金									
2 工事実績情報サービス(GORINS)への登録(償基金額500万円以上)(受注、変更、完成時)										登録の手続きについては、（一財）日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」による。(I.1.4) [I.1.4]									
③ 書類の書式等										工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。(I.1.5) [I.1.5]									
④ 総合工程表										原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。(I.2.1) [I.2.1]									
⑤ 総合図										工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承認を受ける。(I.2.3) [I.2.3]									
⑥ 施工図等の取扱い										施工図等の内、監督職員の承認を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。(I.2.3) [I.2.3]									
⑦ 工事日誌										週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。(I.2.4) [I.2.4] また、半月ごとに出来高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。 電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。									
⑧ 工事写真										工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(M版台紙) 撮影方法は、国土交通大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承認を受ける。なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」による。									
⑨ 下請負者の報告										各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。									
10 電気保安技術者										適用する (I.3.2) [I.3.2]									
11 施工条件										施工日及び施工時間 ※ (I.3.3), [I.3.3] (I) による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ○ 図示 その他の施工条件 ・ ・									
12 工事の保険										工事請負契約後、速やかに工事事務所、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。									
13 契約保証										※ 金融的保証方式									
14 前払金支出割合区分補正										・ 有 ○ 無									
15 交通誘導警備員										交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対応できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。									

項 目										特 記 事 項																		
16 統括安全衛生管理義務者の指名										配置人員の資格 ・1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級又は2級）を配置する工事。 ※ 交通誘導に關し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 <table><tr><th>資 格</th><th>資 格 要 件</th><th>配置人数</th></tr><tr><td>1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)</td><td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの</td><td>人</td></tr><tr><td>交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)</td><td>警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td><td>人</td></tr></table> なお、事前に監督職員に検定合格証の写しの等しい資格要件の確認できる資料を提出するものとする。 また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。 労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。(I.3.5) [I.3.5] 産業廃棄物の選搬、処分等については、(I.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の選搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工程についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。（積替・保管についても同様とする。） 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工区内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にその口票の写しを提出しなければならない。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工区内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合には、工区内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にその口票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかに口票の写しを提出しなければならない。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引き渡しを要するもの（ ） ・現場再利用を図るもの（ ） ※ 再生資源化を図るもの（ ※ コンクリート ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※ 木材 ※ アスファルトコンクリート ） ※ 有価物処理を図るもの（ ※ 金属 ） 有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。 ・特別管理産業廃棄物の処理方法（ ・ PCB使用機器 ） PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 ・フロン類の回収・破壊を図るもの（ ・ 業務用エアコンディショナー ・ 冷凍冷蔵庫 ） フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 ・特殊な建設副産物（ ・ 六ふっ化硫黄ガス ・ イオン化式煙感知器 ） 閉閉器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。 イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。 ＜せつこうボードの処理方法＞ ひ素・カドミウム含有せつこうボードの処理 ※ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 製造業者に処分を委託 石綿含有及びひ素・カドミウム含有せつこうボード以外のせつこうボードの処理 ・ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 再資源化施設で再資源化 (I.3.9) [5.1.1]										資 格	資 格 要 件	配置人数	1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人	交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人
資 格	資 格 要 件	配置人数																										
1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人																										
交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人																										
17 発生材の処理										再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（コプリス・プラス）により作成し、提出は以下による。 a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jacic.or.jp/)より、利用申請を行う事ができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場掲示様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。																		
18 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出(償基金額100万円以上)										事前調査範囲 ※ 改修範囲 ・ ・ <6.1.3> 貸与資料 ※ 有 ・ 既存の設計図書 ・ ・) 分析調査 ※ 書面調査及び現場での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 <6.1.3> ・行方 （調査材料使用部位 調査材料名 検体数） 分析方法 ※定性分析 ・ ・ 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。																		
19 石綿含有材の事前調査										※ 別契約の受注者にて実施 濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日時等の調整を図り、協力すること。 ・本工事にて実施 化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に依頼のおける通報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン () 箇所 測定時期 ※完成前 ・ 着手前 測定対象室 () (I.5.8) [I.6.9] 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。(I.4.1) [I.4.1] 本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。（順不同）また、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承認を受ける。(I.4.2) [I.4.2]																		
20 化学物質の室内温度の測定										※ 別契約の受注者にて実施 濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日時等の調整を図り、協力すること。 ・本工事にて実施 化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に依頼のおける通報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン () 箇所 測定時期 ※完成前 ・ 着手前 測定対象室 () (I.5.8) [I.6.9] 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。(I.4.1) [I.4.1] 本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。（順不同）また、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承認を受ける。(I.4.2) [I.4.2]																		
21 グリーン購入法																												
22 設備機材等																												

項 目										特 記 事 項									
23 特別な材料の工法										公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。									
24 技能士の適用										本工程に該当する工事項目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 a) 配管施工（配管工事） b) 熱絶縁施工（保温工事） c) 建築板金施工（ダクト製作及び取付） d) 冷凍空調和機器施工 (I.5.2) [I.6.2]									
25 完成時の提出物										公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。(I.7.1) [I.8.2] 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒表紙金文字製本（A4版） 1部 ※ 要 ・ 不要 （完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績表、サービステキ表、その他監督職員の指示するもの。） b) 完成図2ツ折り製本（A3版） 1部 ・ 要 ○ 不要 c) C A Dデータ（図面1枚につき1ファイル） 1部 ※ 要 ・ 不要 d) P D Fデータ（全図面を1ファイル） 1部 ※ 要 ・ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書（説明書（A4版）、電子データ） 1部 ・ 要 ○ 不要 f) 工具類（ ・ 鉄線蓋フック ・ 制水弁ハンドル ○ 掃除口ハンドル ・ ） (I.7.3) [I.8.4]									
26 建築物等の利用に関する説明書										作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書と内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書の作り及び作成例」を参考とする。（ http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html ） 完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設管理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。(I.7.3) [I.8.4]									
27 取扱い説明										完成時の提出図書（建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む）を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事事務所の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。(I.7.3) [I.8.4]									
28 不当要求等への対応										暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に關して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。									
29 不正給油の使用の禁止										a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正給油を使用してはならない。 不正給油とは、地方税法第144条の32の規定による原知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの 2) 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの 3) 自動車用燃料として製造・消費される燃料炭化水素（重油、水素等） b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。									
30 消防計画										工事着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承認を得て届出を行う。									
31 工事用水・電力										構内既存の施設（用水） ○ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ） ※ 利用できない 構内既存の施設（電力） ○ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ） ※ 利用できない 構内既存の施設を利用し、無償の場合はa)～c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記a)～c)にd)～e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水車を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。 ※別契約工事 ・ 図示									
32 仮囲い										原則として再生クラッシュランを使用する。									
33 砂利地盤										原則として再生砂を使用する。 その場合、六価クロム溶出試験を行い、環境基準に適合すること（0.05mg／l以下）を確認し監督職員に提出すること。									
34 保護砂										※ 掘削良質土 ・ 碎石									
35 埋戻し																			
36 建設発生土の処理										※ 構外搬出適切な処理（搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する） ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構外指示の場所に処分（搬出調書等を提出する） 受入れ施設名： 受入れ場所： 構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 500m3以上を構外搬出適切な処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetsuhasseido-hannsyutuskai.html)									
37 電気主任技術者への報告										電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要書類図面等の提出について指示に従う。									
38 工事特殊性										受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。									

工 事 名		係		係 長		課長補佐		課 長		図 面 番 号	
高須雨水ポンプ場耐震改修機械設備工事（R7-1）		水関		戸田		中村		柴本		M - 01	
図 面 名		特記仕様書（1）		更新日		2025. 10. 1		作 図		年 月 日	

[illegible]



敷地案内図

工事概要

- ・本工事は高須雨水ポンプ場の耐震改修及び自家発電設備更新に伴う機械設備改修工事を行うものである。

特記事項

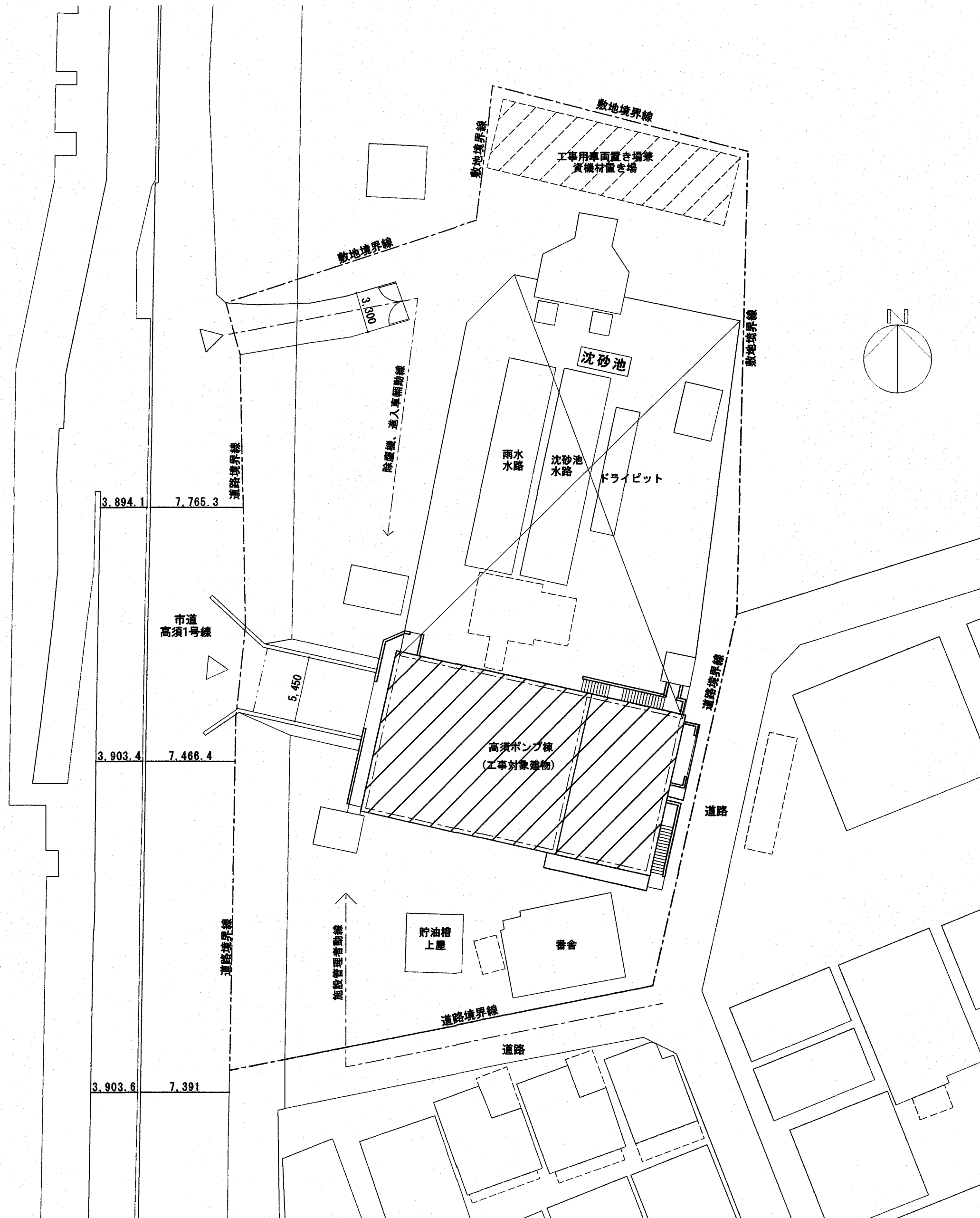
- ・高須雨水ポンプ場は、工事期間も稼働している。降雨の状況によりポンプ及び発電機の稼働に支障がないように施設管理者と作業計画等の協議をしながら工事を進捗させること

△：工事用車両進入口

※資機材を置く場合は、ガードフェンスH=1800程度等で区画すること

-----：ガードフェンスH=1800程度 + フェード保安灯（建築工事）

国分川



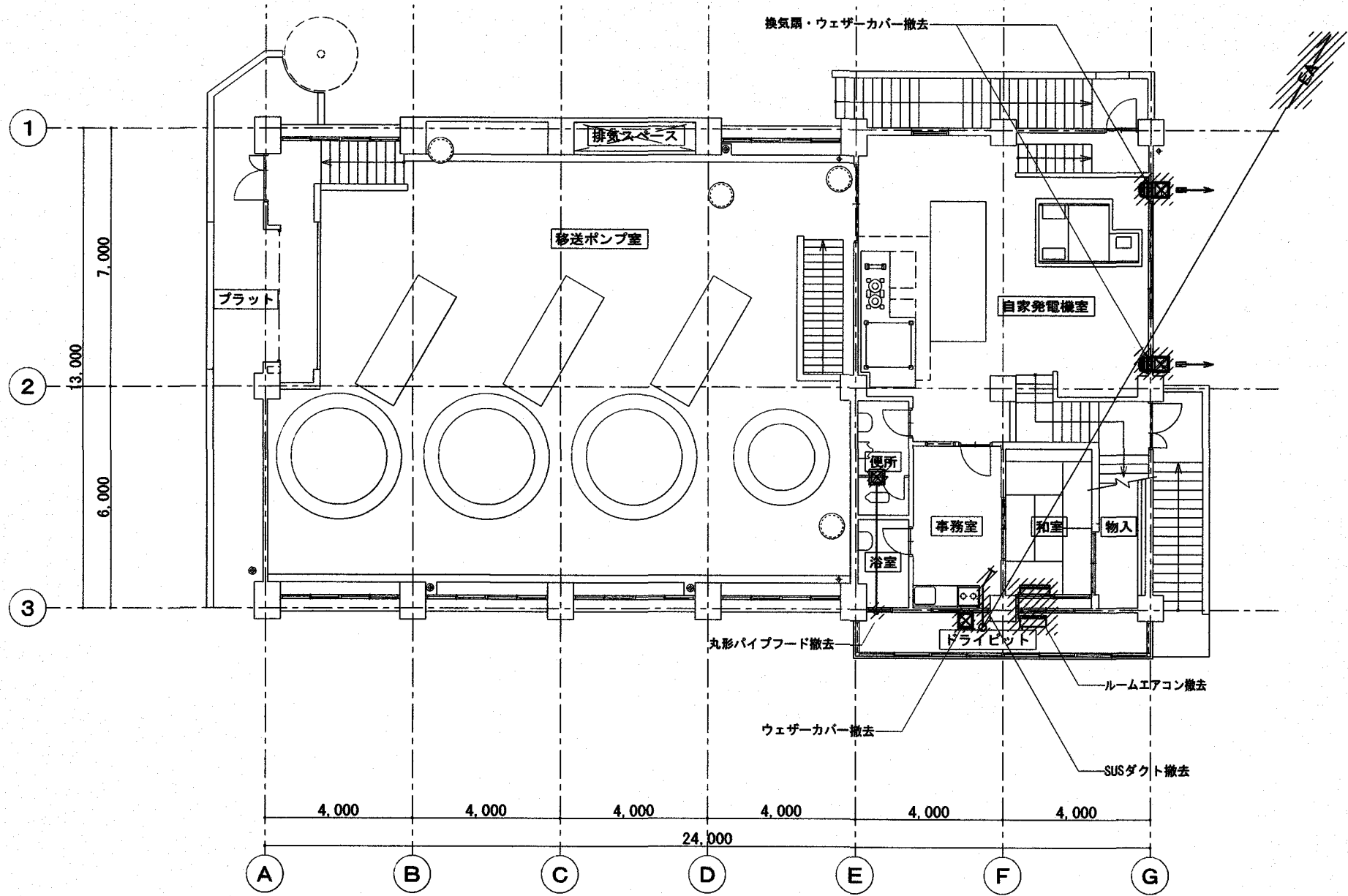
配置図 S=1:300

高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名	係	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号
高須雨水ポンプ場耐震改修機械設備工事（R7-1）	水関	戸田	中村	松本	M-03
図 面 名	敷地案内図・概要・配置図				
作 図	年 月 日				

機器表(改修前)

機器名称	形 式	仕 様	電源 (60Hz)			台数	設置場所	備 考
			φ	V	kW (W)			
和室 空調機	ルームエアコン	壁掛形 冷房能力：2.8kW 暖房能力：3.6kW	1	100	1.25	1	1F和室	RAS-AJ28E (W) 室外機用架台
自家発電機室 排気ファン	換気扇	鋼板製 電気シャッター付 300φ	1	100	(37)	2	1F自家発電機室	EX-30EH6
便所 排気ファン	天井埋込形換気扇	樹脂製 8型	1	100	(3.5)	1	1F便所	FY-08PT5 (既存ダクト流用)



1階 平面図 1/150

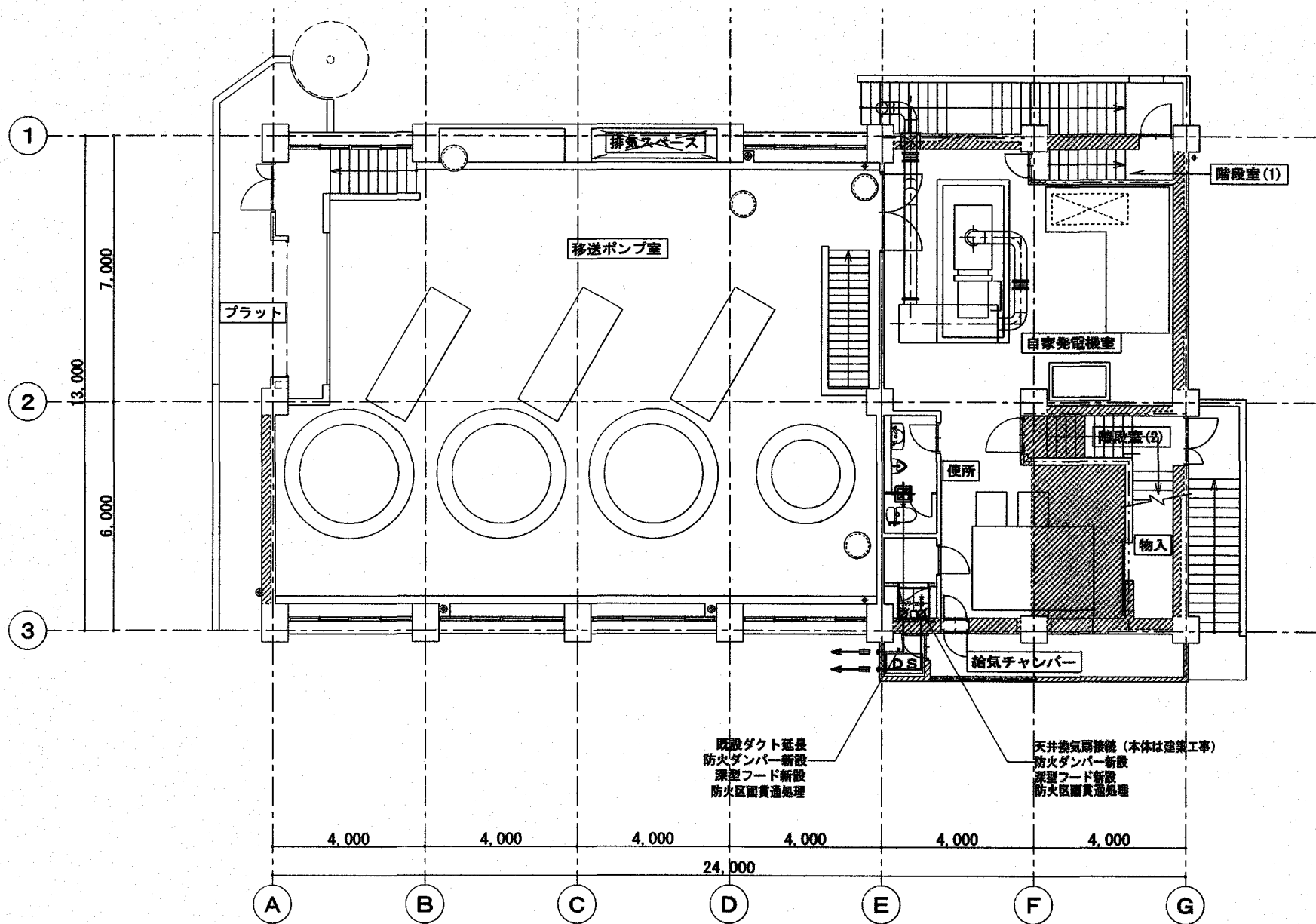
凡 例

撤去機器、配管を示す

機器表(改修後)

機器名称	形 式	仕 様	電源 (60Hz)			台数	設置場所	備 考
			φ	V	kW (W)			
便所 排気ファン	天井埋込形換気扇	樹脂製φ100 100m3/h(20Pa時)	1	100	(16.5)	1	1F便所	天吊脱着枠 電気式シャッター M17 深型フード (新設)
浴室 排気ファン	天井埋込形換気扇	建築工事にて設置				1	1F浴室	深型フード

換気扇のM17については電気工事業者に無償支給とする。



1階 平面図 1/150

凡 例

建築工事改修範囲を示す。

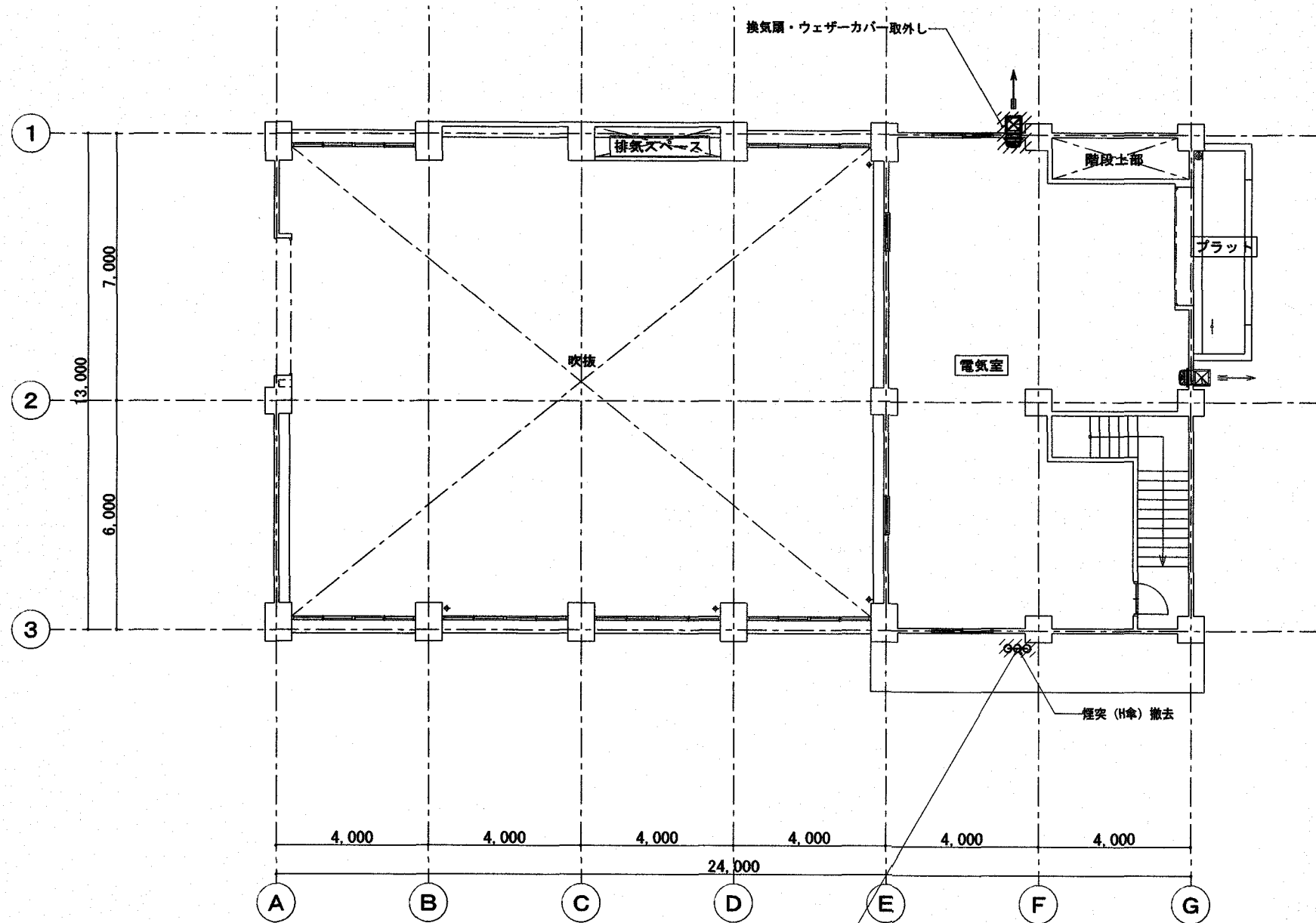
自家発電設備更新後の少量危険物区画 (不燃区画) を示す。

高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名	係	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号
高須雨水ポンプ場耐震改修機械設備工事 (R7-1)	水関	戸田	中村	松本	M-04
図 面 名 換気設備 1階平面図 (改修前・改修後)	作 図	年	月	日	

機器表 (改修前)

機器名称	形 式	仕 様	電源 (60Hz)			台数	設置場所	備 考
			φ	V	kW (W)			
電気室 排気ファン	換気扇	鋼板製 電気シャッター付 300φ	1	100	(37)	1	2F電気室	EX-30EH6 1台取外し

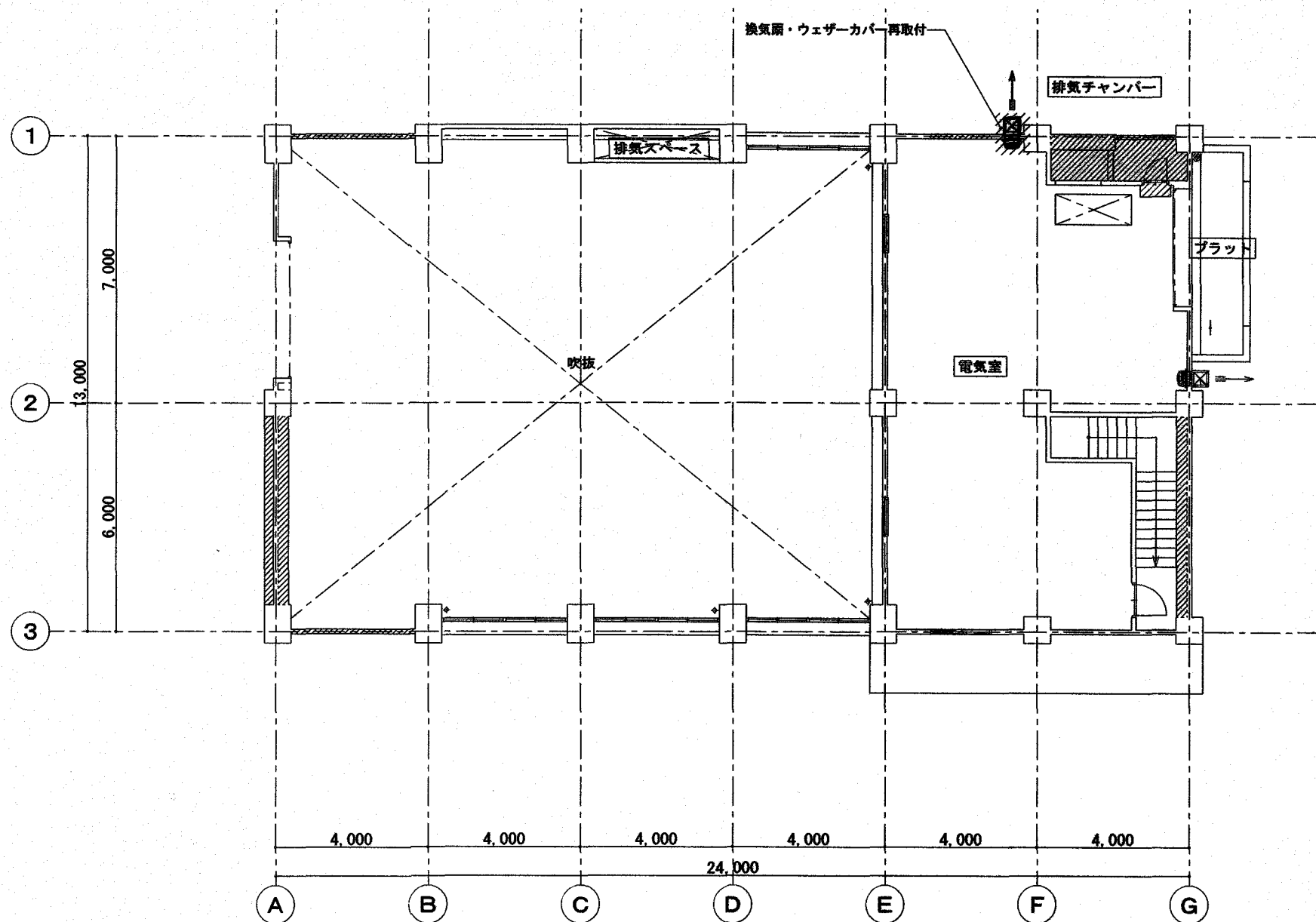


2階 平面図 1/150

凡 例
改修範囲を示す

機器表 (改修後)

機器名称	形 式	仕 様	電源 (60Hz)			台数	設置場所	備 考
			φ	V	kW (W)			
電気室 排気ファン	換気扇	鋼板製 電気シャッター付 300φ	1	100	(37)	1	2F電気室	EX-30EH6 1台再取付

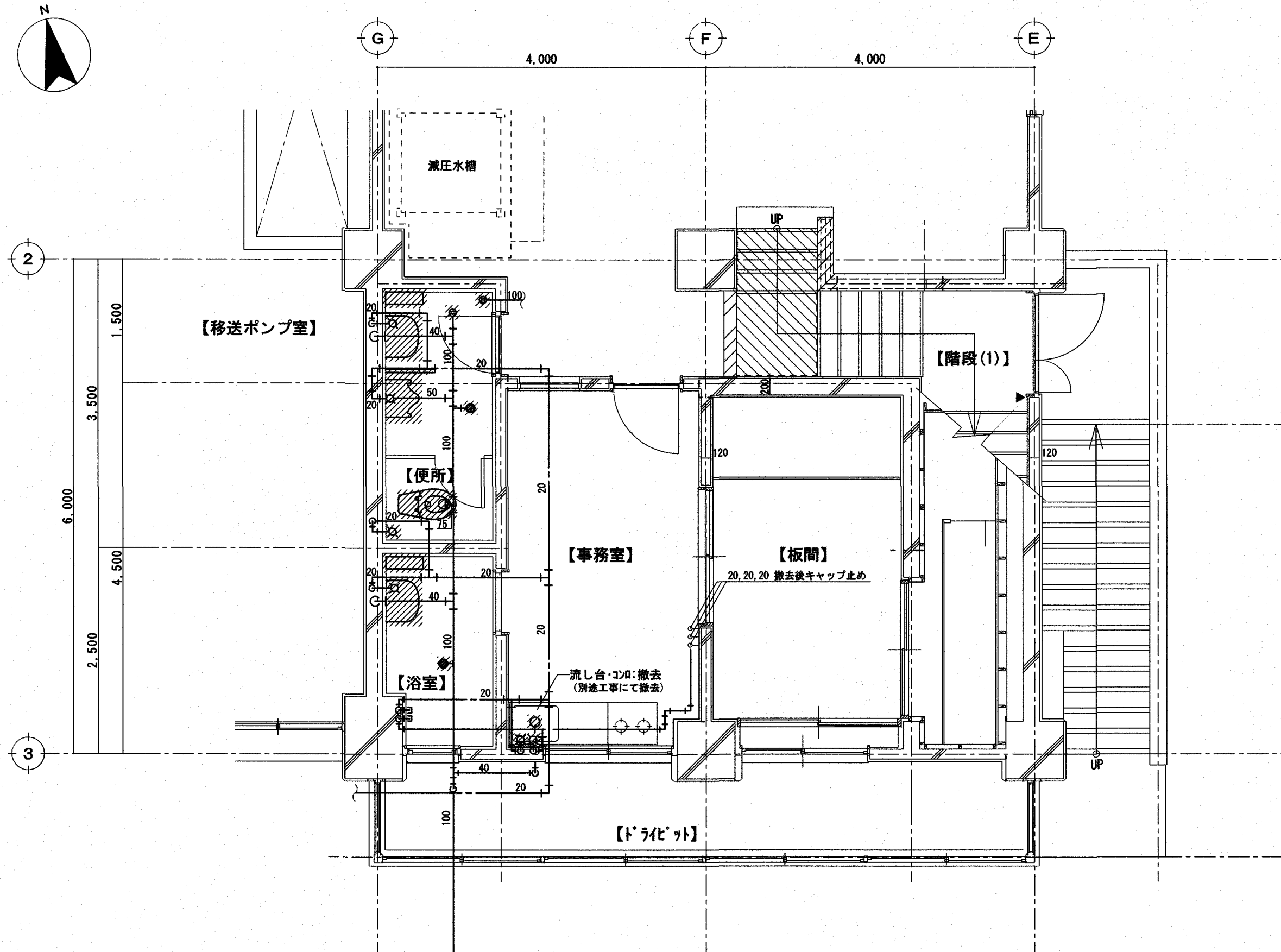
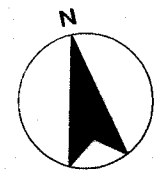


2階 平面図 1/150

凡 例
建築工事改修範囲を示す。
改修範囲を示す

高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名	係	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号
高須雨水ポンプ場耐震改修機械設備工事 (R7-1)	水関	戸田	中村	松本	M-05
図 面 名 換気設備 2階平面図 (改修前・改修後)	作 図	年	月	日	



撤去器具リスト

器具名称	摘要	便所	浴室	合計
洋風便器	壁給水タンク式	1		1
紙巻器		1		1
男子小便器	FV式	1		1
洗面器		1	1	2
仕切板		1		1
棚板		1	1	2
化粧鏡		1		1
床排水金物	T5A-65	1	1	2
床上掃除口	COA100	2		2

床排水金物の撤去後、穴埋処理を行うこと。

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
高須雨水ポンプ場耐震改修機械設備工事 (R7-1)	水関	戸田	中村	鈴木	M-06
図面名 給排水設備 1階平面図 (改修前)	作図	年	月	日	

【改修】衛生器具リスト ※排水金具及び溢水金具配管取合・接続は本工事

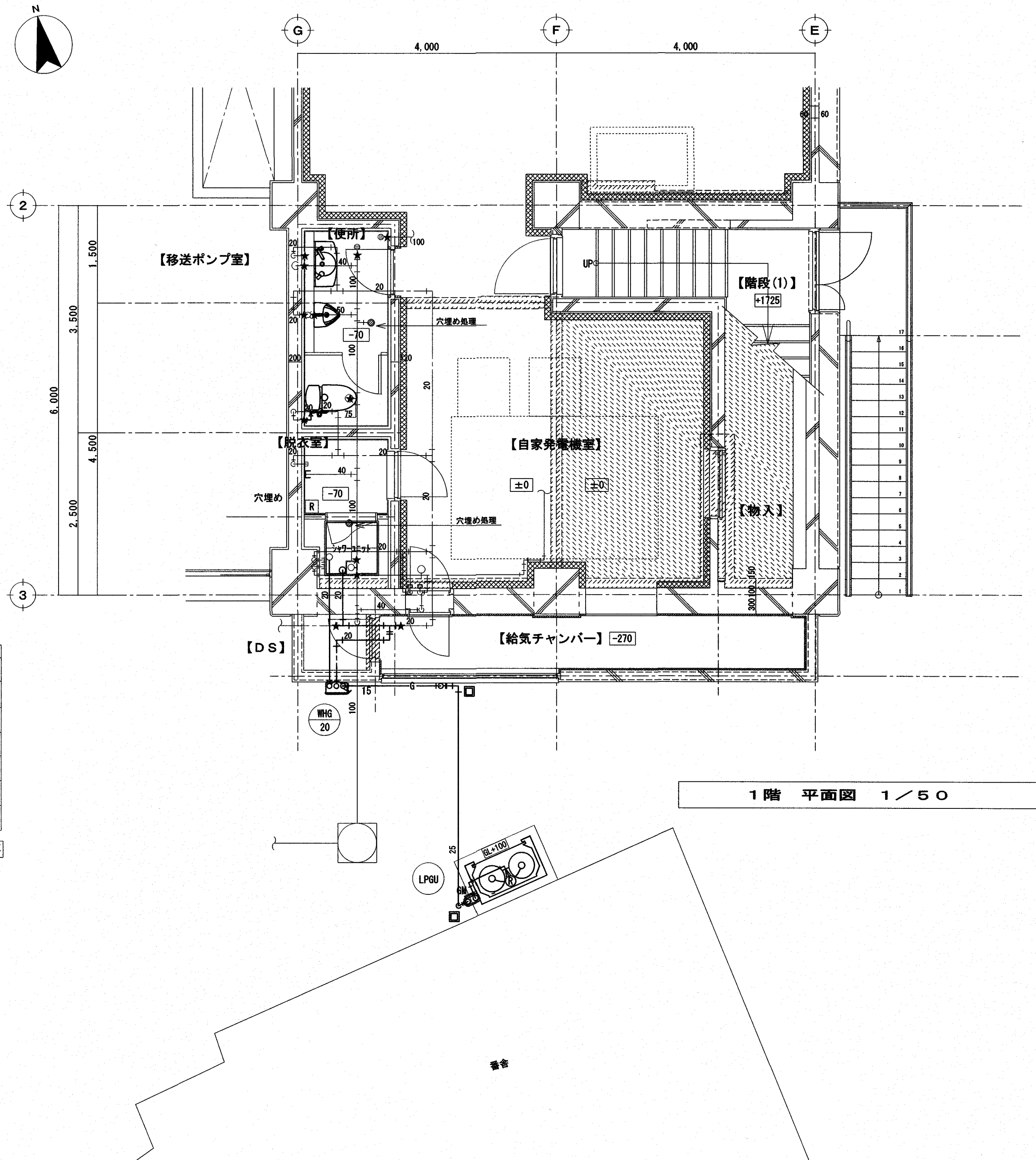
器 具 名 称	参 考 品 番	摘 要	便 所
洋風大便器	(TOTO) CS670B SH671BA (LIXIL) BC-110STU DT-5800BL	防露式密結型ロータンク	1
紙巻器	(TOTO) YH702 (LIXIL) CF-63HST		1
温水洗浄便座（便蓋無）	(TOTO) TCF6623 (LIXIL) CW-KB31A		1
耐食鏡（大）	(TOTO) YM4560F (LIXIL) KF-4560A		1
小便器	(TOTO) UFH500, T9R, TG600PN, HP500 (LIXIL) U-406RU UF-3JT UF-506BWP SF-10E	フラッシュバルブ （押ボタン式）	1
洗面器	(TOTO) L210D TLE28SS1W TLDP2105JA TL250D (LIXIL) L-132AG AM-300C LF-4PAL SF-10E LF-6L		1
床上掃除口	CQA100		2

※床スラブ撤去・解体および復旧は建築工事

□：地中埋設標

ガス設備 機器表			
記 号	名 称	仕 様	数 量
WHG 20	ガ ス 給 湯 器 （ 屋 外 壁 掛 型 ） （ 標 準 品 ）	給湯専用：給湯能力 20号（プロパンガス用）	1
		配管カバー（600H） 風呂リモコン・リモコンケーブル共	
		給水：逆止弁付ボール弁 20A、SUS製フレキ 20A×300L（保温付）	
		給湯：ボール弁 20A、SUS製フレキ 20A×300L（保温付）	
		ガス：可とう管コック 15A、金属ガスフレキ 15A×300L	
		リモコンの配管・スイッチボックスの取付は電気設備工事とする	
LPGU	プロパンガス集合装置	リモコンケーブル入線・リモコンスイッチの取付・結線は本工事とする	1
		機器の設置はアンカーボルトで壁面に強固に取付けること。	
		LP6ボンベハウス（50kgボンベ2本用）前面鍵付シャッタ、背面パネル付 防錆塗装品	
		LP6ガス集合装置 50kgx2本立（8kg/h）（自動切替調整器、ボールバルブ15A付）	
		マイコン式ガスメーター 10kg/h（本工事）	
		ボンベ転倒防止チェーン（SUS製） メーター用ガスコック 25A	

※埋設管の屋内外接続部では、地盤沈下等の変位に対して可とう継手を設けること。



1階 平面図 1 / 5 0

高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名		係	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号
高須雨水ポンプ場耐震改修機械設備工事（R7-1）		水関	戸田	中村	松本	M-07
図 面 名 給排水設備 2階平面図（改修前）		作 図		年 月 日		